○国土交通省告示第六十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八項中「貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量５ｔを超えるもの、貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び」に改める。

第二十六条第二項中「協定規則第44号第４改訂版補足第４改訂版の規則6. 1. 6. 」を「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則6. 1. 6. に限る。第104条において同じ。）」に改める。

第二十八条第一項第四号中「第106条及び第184条において」を削り、同号ただし書中「自動車」の下に「（立席を有するものを除く。）」を加える。

第三十条第二項中「座席ベルトの取付装置」の下に「（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5トンを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）」を加え、同条第四項中「座席ベルト」の下に「（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5トンを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）」を加える。

第三十二条第二項中「同規則第４改訂補足第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足第５改訂版」に、「以下同じ」を「第110条において同じ」に改める。

第三十五条第一項中「乗降口に備える扉」の下に「（運転者室、客室その他の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるものに備える扉をいう。第113条及び第191条において同じ。）」を加え、同項第一号中「同規則第３改訂版補足第２改訂版」を「同規則第３改訂版補足第３改訂版」に、「以下同じ」を「第113条において同じ」に改め、同条第二項中「座席のためのみの乗降口」の下に「、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口」を加え、同項第一号及び第二号中「以下本条において同じ。」を「第113条及び第191条において同じ」に改め、同条第三項中「座席のためのみの乗降口」の下に「、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口」を加え、同項第一号中「以下同じ」を「第113条及び第191条において同じ」に、「とびら」を「扉」に改める。

第四十条第一項第一号中「自動車」の下に「（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）」を、同項第二号中「自動車（」の下に「二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、」を加え、同号の表中「以下この条並びに」を削り、「二輪自動車を除く」を「二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く」に、「二輪自動車に限る」を「側車付二輪自動車に限る」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　二輪自動車（側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. 2. 1. に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

第四十条第一項第三号中「掲げる自動車」の下に「（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。））」を加え、同号の表中「二輪自動車を除く」を「二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く」に、「二輪自動車に限る」を「側車付二輪自動車に限る」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号第４改訂版6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号第４改訂版8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

第四十四条の二中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保安基準第33条の３第２項の告示で定める速度は、変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度10㎞／ｈとする。

第六十二条第二項第十一号及び第六項第十三号中「過負荷防止装置」を「巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置」に、同条第六項第十三号中「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第１条第１項第８号」を「労働安全衛生法施行令第１条第１項第８号」に改める。

第九十三条第九項中「貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び」を「専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の普通自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量５ｔを超えるもの、貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び」に改める。

第九十九条第三項第一号及び同項第七号中「次のイからハまでの要件を満たすものであること。」を「次のイ及びロの要件を満たすものであること。」に改める。

第百四条第二項中「協定規則第44号第４改訂版の規則6. 1. 6. 」を「協定規則第44号の技術的な要件」に改める。

第百六条第一項第四号ただし書中「乗車定員10人以上の自動車」の下に「（立席を有するものを除く。）」を加える。

第百八条第一項中「乗員」を「乗車人員」に、同項第二号中「運転者席と並列」を「運転者席及びこれと並列」に改め、同条第四項中「座席ベルトの取付装置」の下に「（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5トンを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）」を加え、同条第六項中「座席ベルト」の下に「（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5トンを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）」を加える。

第百十三条第二項中「座席のためのみの乗降口」の下に「、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口」を加え、同項第一号及び第二号中「（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下本条において同じ。）」を削り、同条第三項中「座席のためのみの乗降口」の下に「、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口」を加え、同項第一号中「（踏段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であって当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）」を削り、「とびら」を「扉」に改める。

第百十八条第一項第一号中「自動車」の下に「（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）」を、同項第二号中「自動車（」の下に「二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、」を加え、同号の表中「以下この条において同じ。」を削り、「二輪自動車を除く」を「二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く」に、「二輪自動車に限る」を「側車付二輪自動車に限る」に改め、同号の次に次の三号を加える。

三　二輪自動車（側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. 2. 1. に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

四　二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6. に限る。）に定める基準に適合する構造であること。